

個人情報の開示請求と苦情処理

個人情報保護法では、本人の求めに応じて、健康保険組合が保有する個人情報を開示するとともに訂正、利用停止などの苦情申し立てが定められています。長瀬産業健康保険組合では、所定の手続きで請求があれば開示などに対応します。

1. 開示の対象は、レセプト情報などの組合が保有する個人情報です。
2. 苦情申し立ての対象は、組合が保有する個人情報の訂正、追加、削除のほか、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止です。
3. 開示請求や苦情申し立てができるのは本人に限ります。本人が未成年者の場合は法定代理人、本人が死亡した場合は遺族です。
4. 手続きには、本人確認のための証明書類が必要です。
5. 開示手数料は、開示、不開示に関わりなく、文書1件につき500円です。
6. 開示決定後は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき10円と郵送料(書留郵便)相当額がかかります。